

萩・長門清掃一部事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年7月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、萩・長門清掃一部事務組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 この条例は、萩市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年萩市条例第1号）の例による。この場合において、同条例第45条第1項中「萩市個人情報保護審査会条例（令和4年萩市条例第19号）第2条に規定する萩市個人情報保護審査会」とあるのは、「萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2号）第2条に規定する萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。